

関係法令の改正に伴う共通仕様書の読替について

資源有効利用促進法政省令の改正が令和 4 年 9 月 2 日付で公布（令和 5 年 1 月 1 日施行）されたこと、また建設業法施行令の一部を改正する政令が令和 4 年 11 月 18 日付で公布（令和 5 年 1 月 1 日施行）されたことに伴い、令和 5 年 1 月 1 日以降は下記のとおり共通仕様書の読替を行うこととする。

記

① 土木工事共通仕様書の読替について

	令和 4 年 7 月版	読替後
1-7-1 現場代理人 等の設置 (4)3)	共同企業体（経常建設共同企業体を含む）を構成する場合は、構成員毎に主任技術者又は監理技術者を必ず 1 名以上選定しなければならない。なお、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額とする。）が <u>4, 0 0 0</u> 万円以上になるときは、構成員のうち 1 社は監理技術者を設置しなければならない。	共同企業体（経常建設共同企業体を含む）を構成する場合は、構成員毎に主任技術者又は監理技術者を必ず 1 名以上選定しなければならない。なお、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額とする。）が <u>4, 5 0 0</u> 万円以上になるときは、構成員のうち 1 社は監理技術者を設置しなければならない。
1-7-1 現場代理人 等の設置 (5) 2)	経常建設共同企業体を構成する場合は、構成員毎に当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者又は当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有する主任技術者を必ず 1 名以上選定しなければならない。なお、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額とする。）が <u>4, 0 0 0</u> 万円以上になるときは、構成員のうち 1 社は監理技術者を設置しなければならない。	経常建設共同企業体を構成する場合は、構成員毎に当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者又は当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有する主任技術者を必ず 1 名以上選定しなければならない。なお、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額とする。）が <u>4, 5 0 0</u> 万円以上になるときは、構成員のうち 1 社は監理技術者を設置しなければならない。

	令和4年7月版	読替後
1-28-2 再生資源及び建設副産物 (2)	受注者は、再生資源利用計画書等を作成した場合には、工事完成後速やかに実施状況を記録し監督員に提出するとともに、工事完成後 <u>1</u> 年間保存しなければならない。なお、実施記録の様式は、国土交通省のリサイクルホームページの再生資源利用[促進]計画書（実施書）様式又は一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム（COBRIS）によるものとする。	受注者は、再生資源利用計画書等を作成した場合には、工事完成後速やかに実施状況を記録し監督員に提出するとともに、工事完成後 <u>5</u> 年間保存しなければならない。なお、実施記録の様式は、国土交通省のリサイクルホームページの再生資源利用[促進]計画書（実施書）様式又は一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム（COBRIS）によるものとする。

② 施設工事共通仕様書の読替について

	令和4年7月版	読替後
1.7.1 現場代理人等の設置 (4) 3)	共同企業体（経常建設共同企業体を含む）を構成する場合は、構成員毎に主任技術者又は監理技術者を必ず1名以上選定しなければならない。なお、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額とする。）が <u>4, 000</u> 万円（建築一式工事の場合は <u>6, 000</u> 万円）以上になるときは、構成員のうち1社は監理技術者を設置しなければならない。	共同企業体（経常建設共同企業体を含む）を構成する場合は、構成員毎に主任技術者又は監理技術者を必ず1名以上選定しなければならない。なお、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額とする。）が <u>4, 500</u> 万円（建築一式工事の場合は <u>7, 000</u> 万円）以上になるときは、構成員のうち1社は監理技術者を設置しなければならない。
1.7.1 現場代理人等の設置 (5) 2)	経常建設共同企業体を構成する場合は、構成員毎に当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者又は当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有する主任技術者を必ず1名以上選定しなければならない。なお、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額とする。）が <u>4, 000</u> 万円（建築一式工事の場合は <u>6, 000</u> 万円）以上になるときは、構成員のうち1社は監理技術者を設置しなければならない。	経常建設共同企業体を構成する場合は、構成員毎に当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者又は当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有する主任技術者を必ず1名以上選定しなければならない。なお、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額とする。）が <u>4, 500</u> 万円（建築一式工事の場合は <u>7, 000</u> 万円）以上になるときは、構成員のうち1社は監理技術者を設置しなければならない。

	令和4年7月版	読替後
1.25.2 再生資源及び建設副産物 (2)	受注者は、再生資源利用計画書等を作成した場合には、工事完成後速やかに実施状況を記録し監督員に提出するとともに、工事完成後 <u>1</u> 年間保存しなければならない。なお、実施記録の様式は、国土交通省のリサイクルホームページの再生資源利用[促進]計画書（実施書）様式又は一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム（COBRIS）によるものとする。	受注者は、再生資源利用計画書等を作成した場合には、工事完成後速やかに実施状況を記録し監督員に提出するとともに、工事完成後 <u>5</u> 年間保存しなければならない。なお、実施記録の様式は、国土交通省のリサイクルホームページの再生資源利用[促進]計画書（実施書）様式又は一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム（COBRIS）によるものとする。

以上